

平成 22 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第2回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧表	4
◎ 議事日程（8月27日）	5
開会宣告	6
日程第1 会議録署名議員の指名について	6
日程第2 会期の決定について	6
諸般の報告	6
広域連合長のあいさつ	10
日程第3 議席の指定について	13
日程第4 議案第10号	
上程及び提案理由説明	13
1 広域連合長 提案理由説明	13
2 表決	14
日程第5 議案第11号、報告第2号、報告第3号、認定第1号	
上程及び提案理由説明	15
1 広域連合長 提案理由説明	15
2 事務局長 提案理由説明	16
日程第6 議案質疑及び一般質問	
1 鈴木貞夫君 一般質問	29
日程第7 討論及び表決について	
1 鈴木貞夫君 討論	38
2 表決	40
日程第8 閉会中所管事務調査について	40

閉会宣告	41
会議録署名	42
参考資料 議案等審議結果一覧表	43
一般質問及び討論通告一覧表	44
上程議案等	47

平成22年 第2回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

⑤

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第25号

平成22年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成22年8月9日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

記

- 1 日 時 平成22年8月27日 午後1時
- 2 場 所 水戸市笠原町993番2  
茨城県立健康プラザ 大会議室（3階）

以 上

議 員 出 席 表

平成22年第2回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		8月27日			8月27日
1	袴塚孝雄	○	23	片平忠行	○
2	井上清	/	24	吉岡久男	○
3	折本明	○	25	堀口正良	○
4	宇都木信太郎	○	26	和田正美	○
5	前島守雅	○	27	増田昇	/
6	鈴木義雄	○	28	佐藤節子	○
7	松田高義	○	29	小峯仁一	○
8	木村進	○	30	米川宗司	○
9	岡野一男	○	31	海老原弘	○
10	菊池伸也	○	32	野村武勝	/
11	今川敏宏	/	33	高根澤節夫	/
12	村田仁人	○	34	関根ひろ子	○
13	鈴木貞夫	○	35	関誠一郎	○
14	赤羽直一	○	36	井坂成子	○
15	沼田利光	○	37	益子英明	○
16	鈴木富士雄	○	38	沼崎光芳	○
17	深川澄子	○	39	藤井孝幸	○
18	中津三郎	○	40	伊藤俊也	○
19	加藤政司	○	41	小島由久	○
20	川名敏子	○	42	宇野進一	○
21	木村勝昭	○	43	木村信一	○
22	小沼博恭	○	44	岩佐康三	○

説明員出席者（地方自治法121条）

広域連合長	中田裕君（桜川市長）
副広域連合長	野高貴雄君（河内町長）
事務局長	船橋牧男君
事務局次長	小松博明君
監査委員	黒川活君
総務企画課長	亀山和則君
事業課長	塚原栄君
給付課長	竹内光日出君
会計管理者	鈴木文雄君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	北島裕君
書記	小沼克治君
書記	富永浩君
書記	大川洋一君
書記	岡田一義君
書記	浅井一良君
書記	船橋武夫君
書記	上野美和子君

## 提 出 議 案 一 覧 表

- 議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
- 議案第11号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））
- 報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 認定第1号 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

# 議 事 日 程

8 月 27 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 22 年 第 2 回  
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
議 事 日 程

**議事日程**

平成22年 8 月 27 日（金）

午後 1 時開議

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

諸般の報告

広域連合長のあいさつ

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 議案第 10 号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求  
めることについて

日程第 5 議案第 11 号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第 2 号）

報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨  
城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 6 号））

報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨  
城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号））

認定第 1 号 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期  
高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 上程議案等に対する質疑及び一般質問

【議案第11号、報告第2号、報告第3号、認定第1号】

日程第 7 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第11号、報告第2号、報告第3号、認定第1号】

日程第 8 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後 1 時 0 2 分

## 開会宣告

- 議長（袴塚孝雄君） それでは、平成22年第2回広域連合議会定例会を開会いたします。

御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は39名でございます。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（袴塚孝雄君） 日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、12番、村田仁人議員、13番、鈴木貞夫議員、以上2名を指名させていただきます。
- 

## 日程第2 会期の決定について

- 議長（袴塚孝雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（袴塚孝雄君） 御異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。
- 

## 諸般の報告

- 議長（袴塚孝雄君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございますの

で、御了承を願います。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席表のとおりでありますので、御了承を願います。

次に、議場の空調の関係で、暑いと思われる方がお越しでしたらば、上着等を脱いで調整をいただきたいと思えます。

次に、議員の異動について御報告を申し上げます。

守谷市議会選出の伯耆田富夫議員から、平成22年2月18日付で、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出されました。地方自治法第126条の規定により、議長において2月19日付でこれを許可いたしました。これにより、3月1日に守谷市議会において広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、川名敏子議員が当選されました。

次に、取手市議会選出の赤羽直一議員から、平成22年2月18日付で、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出されました。地方自治法第126条の規定により、議長において2月19日付でこれを許可いたしました。これにより、3月2日の取手市議会におきまして広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、結城繁議員が当選をされました。

次に、つくばみらい市議会選出の中山平議員から、平成22年3月2日付で、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出されました。地方自治法第126条の規定により、議長において当日付でこれを許可いたしました。これによりまして、同日に、つくばみらい市議会において広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、海老原弘議員が当選をされました。

次に、那珂市議会選出の君島寿男議員から、平成22年3月9日付で、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出されました。地方自治法第126条の規定によりまして、議長において同日付でこれを許可いたしました。これにより、同日、那珂市議会におきまして広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、小沼博恭議員が当選をされました。

次に、城里町議会選出の鯉淵秀雄議員が、平成22年3月11日をもって城里町議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定によりまして失職をいたしました。これにより、3月19日に行われました城里町議会において広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、関誠一郎議員が当選をされました。

次に、東海村議会選出の豊島寛一議員から、平成22年3月25日付で、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出されました。地方自治法第126条の規定によりまし

て、議長において同日付でこれを許可いたしました。これによりまして、同日、東海村議会におきまして広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、井坂成子議員が当選をされました。

次に、常陸大宮市議会選出の木村勝昭議員が、平成22年8月5日をもって常陸大宮市議会議員の任期満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定によりまして失職をいたしました。これにより、8月11日、常陸大宮市議会におきまして広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、木村勝昭議員が再選をされました。

次に、常陸太田市議会選出の高木将議員が、平成22年8月5日をもって常陸太田市議会議員の任期満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定によりまして失職をされました。これにより、8月20日、常陸太田市議会におきまして広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、菊池伸也議員が当選をされました。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

まず、初めに川名敏子議員から御挨拶を願います。

〔川名敏子君登壇〕

○**川名敏子議員**（守谷市議会） このたび守谷市議会の選出によりまして広域の議員とさせていただきます。しっかり、今まで皆様事前に勉強されたものに追いつくよう勉強いたしまして、本日からの議会にしっかり参加していきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○**議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

続きまして、結城繁議員から御挨拶を願います。

〔結城 繁君登壇〕

○**結城繁議員**（取手市議会） このたび取手市議会から選出されました結城繁でございます。皆さんと一緒に、しっかりとこの後期高齢者の問題を協力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

○**議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

続きまして、海老原弘議員から御挨拶を願います。

〔海老原 弘君登壇〕

○**海老原弘議員**（つくばみらい市議会） こんにちは。つくばみらい市の海老原でございます。私的なことですが、この後期高齢者、私、もう後期高齢者なのです。年齢は65歳ですけれども、身体障害者の1級ということで適用になっております。ですから、自分のことを含め、市民のためにこの問題をクリアして勉強していきたいと思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

○**議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

続きまして、小沼博恭議員から御挨拶を願います。

〔小沼博恭君登壇〕

○**小沼博恭議員**（那珂市議会） 皆さんこんにちは。このたび那珂市議会より新たに広域連合の議会議員となりました小沼博恭です。前任者の君島寿男議員の辞職に伴いまして新たになりましたので、今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○**議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

続きまして、関誠一郎議員から御挨拶を願います。

〔関 誠一郎君登壇〕

○**関誠一郎議員**（城里町議会） こんにちは。このたび城里町議会選出されました関でございます。皆さんとともに、そしてまた自己研さんのために勉強してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

○**議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

続きまして、井坂成子議員から御挨拶を願います。

〔井坂成子君登壇〕

○**井坂成子議員**（東海村議会） 皆様こんにちは。このたび東海村議会より3月25日付で選出されました井坂成子と申します。私も一生懸命皆様に追いつくように勉強してまいりますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○**議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

続きまして、再任でございますけれども、木村勝昭議員の方からも御挨拶を願いたいと思います。

〔木村勝昭君登壇〕

- 木村勝昭議員**（常陸大宮市議会） 常陸大宮の木村でございます。7月11日に選挙がございまして改選があったんですが、3月19日まで続けてやれということで、また選挙に出まして務めることになりました。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）
- 議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。  
続きまして、菊池伸也議員から御挨拶を願ひます。

〔菊池伸也君登壇〕

- 菊池伸也議員**（常陸太田市議会） こんにちは。このたび常陸太田市議会の広域連合の補欠選挙におきまして御推挙をいただきました菊池伸也です。皆さんと一緒にこの大切な事業を円滑に運営できるように頑張つて進めてまいりますので、御指導のほどよろしくお願ひいたします。（拍手）
- 議長**（袴塚孝雄君） ありがとうございます。  
以上で、新たになられました議員の皆様方の御挨拶につきましては終了させていただきます。
- 広域連合長から発言を求められておりますが、その前に訂正がございますので、事務局の方から報告させていただきます。
- 議会事務局長**（北島 裕君） 私の方から御報告させていただきます。  
皆様のお手元にお配りしております議事日程でございますが、議事日程の最初のところの開会宣告のところが「閉会宣告」となっておりますので、御訂正の方お願ひいたします。大変申しわけございませんでした。  
以上でございます。
- 議長**（袴塚孝雄君） よろしくお願ひいたします。

---

### 広域連合長のあいさつ

- 議長**（袴塚孝雄君） それでは、この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。  
広域連合長、中田 裕君。

○**広域連合長**（中田 裕君） こんにちは。広域連合長を務めております桜川市長の中田裕でございます。平成22年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日御出席の議員の皆様方には、日ごろから後期高齢者医療行政の運営に特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度の円滑な運営に御尽力いただき、心から感謝を申し上げます。

さて、冒頭に当たりまして、平成21年度の医療費や保険料の収納率について御報告をさせていただきます。

まず、医療費の動向について見ますと、去る8月16日に厚生労働省が公表した「平成21年度医療費の動向」によりますと、平成21年度の75歳以上の高齢者の概算医療費は約12兆円となっており、平成20年度約11兆4,000億円と比較して、約5.5%の増となっております。

また、当広域連合について見ますと、平成21年度の医療費は約2,435億円となっており、平成20年度2,113億円と比較して、約15.24%の増となっております。このように大幅な増となりました要因といたしましては、今年度の医療費が12カ月分であったのに対し、昨年度は11カ月分であったことによるもので、その差を差し引きますと、実質約5.64%の増となっております。

次に、保険料の収納率について見ますと、平成21年度は99.02%となっており、昨年度と比較して0.15%の増となっており、このような結果となりましたのは、ひとえに各市町村における収納対策の努力のたまものではないかと思っておる次第でございます。今後とも、市町村と連携をして、医療費の適正化に向け、さまざまな取り組みを実施してまいりたいと考えております。

さて、後期高齢者医療制度は、スタート当初こそ、事前の周知不足や数次にわたる改善策の実施などに伴い、国民、市町村、広域連合など現場に混乱をもたらしましたが、制度3年目に入り、ようやく国民の間に定着をしてみられました。

このような中で、国は、厚生労働大臣主宰による高齢者医療制度改革会議の中で、平成25年度から創設される新しい制度の具体的なあり方について検討を行っており、去る8月20日には高齢者のための新たな医療制度等についての中間取りまとめが公表されました。

これによりますと、まず、制度の基本的な枠組みとしては、加入する保険は年齢で

区分することなく、サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、これ以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入することになっております。

一方、受け入れる側の国保でございますが、少なくとも75歳以上の高齢者医療に關しましては、都道府県単位の財政運営とし、将来的には全年齢を対象とした都道府県単位化を図るとしております。

しかしながら、新しい制度において、都道府県単位の運営主体と市町村との具体的な事務の分担をどうするのかといった問題や、高齢者と現役世代間の支え合いの仕組みや公費の投入など費用負担のあり方はどうすべきかなど、本年末の最終取りまとめに向け、解決すべき課題も多く、国としては、今後、医療費などの将来推計などを行いつつ、地方自治体や保険者の関係者を初め、広く国民の意見を聞きながら、新たな制度の具体的な内容を取りまとめていくこととしております。

広域連合を預かる私といたしましては、これまで長い年月をかけて制度を検討し、莫大な初期費用を投じ、市町村の連合体である広域連合がその運営に全力を傾けてまいりました。さまざまな課題は、制度の見直しにより対応してきておりますので、大幅な制度の改正はしないで済むように願っておったところでございます。

しかしながら、民主党を中心とする連立政権が誕生し、現行の後期高齢者医療制度を廃止して、新たな制度を創設するとの方向性が示され、その願いは打ち消されてしまいました。残念ではあります。制度設計自体は、当然ながら国が行うものでありますので、ぜひ国においては、責任を持ってでき得る限りシンプルな、持続可能な、そしてだれもが公平となる制度の設計をお願いしたいと思っております。

当広域連合としては、そのような制度となるよう、今後とも国の改革会議の議論の動向を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、よりよい制度の実現に向けて要望等を続けてまいりたいと考えております。

さて、本日は、副広域連合長の選任同意案件、平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算及び平成21年度広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定など、重要事項について御審議をいただくところとなっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

最後に、広域連合議員の皆様方におかれましては、後期高齢者医療制度が高齢者の医療を支えるものであることを御理解いただき、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、御出席の皆様様の御活躍、御健勝を祈念いたしまして御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

した。

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

---

### 日程第3 議席の指定について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第3といたしまして、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の方々の議席を、会議規則第4条第1項の規定によりまして、議長において、ただいま着席のとおり指定をしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第4 議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第4、議案第10号、茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○広域連合長（中田 裕君） ただいま議題となりました副広域連合長の選任の同意を求める議案につきまして御説明を申し上げます。

第1分冊、議案書1ページをお開きください。

副広域連合長に、河内町町長の野高貴雄氏を選任いたしたいと存じます。

野高氏は、平成7年度から河内村長を、その後町制施行により河内町長を務められ、行政運営の経験も豊富であります。

また、野高氏は、河内町長の職務に励まれるとともに、茨城県町村会長などの要職を歴任されるなど、その手腕は周囲からも高く評価されているところであります。まさに副広域連合長の適任者であると言っても過言ではございません。

以上、御提案申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただきますとともに、本案に御賛同いただきますよう、心からお願いを申し上げますところでございます。どうぞよろしく

お願い申し上げます。

○議長（袴塚孝雄君） これで説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号につきましては、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） 御異議なしと認め、よって、議案第10号につきましては、これに同意することに決しました。

---

### 副広域連合長の挨拶

○議長（袴塚孝雄君） ここで、副広域連合長に選任されました野高貴雄河内町町長が来場しておりますので、御紹介を申し上げます。

それでは、御挨拶をよろしくお願いいたします。

〔副広域連合長 野高貴雄君登壇〕

○副広域連合長（野高貴雄君） 皆さんこんにちは。ただいま広域連合の副連合長として御承認をいただきました河内町長の野高貴雄でございます。

後期高齢者の医療制度については、大変厳しい時期を迎えております。そういう中で、少子高齢化、これが進んでいくと、私は、この国の将来どうなるのだろうと、お年寄りばかりになってしまうのではないかというような危惧をしている一人でございます。平成25年には新たな後期高齢者の医療制度が創設されるということで、今、取りまとめが行われていると聞き及んでおります。私も、中田連合長の補佐役として、与えられた職責の中、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

皆様方におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻よろしくお願い申し上げます、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございました。

それでは、野高副広域連合長につきましては、理事者側の所定の席に御着席をいた

だきたいと思います。

- 
- 日程第5 議案第11号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**
- 報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））**
- 報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））**
- 認定第1号 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

○**議長**（袴塚孝雄君） 次に、日程第5といたしまして、議案第11号、報告第2号及び報告第3号、認定第1号、以上4件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（袴塚孝雄君） 御異議なし認め、よって、議案第11号、報告第2号及び第3号、認定第1号、以上4件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの4件につきまして、提出者から提案理由の説明をいただきます。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○**広域連合長**（中田 裕君） ただいま議題となりました議案1件、報告2件、認定1件につきまして、提案理由の説明をいたします。

最初に、議案第11号、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

11億8,961万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,428億8,660万8,000円とするものでございます。

次に、専決処分の報告が2件ございます。内訳は、21年度補正予算1件、22年度補正予算1件でございます。これらの案件につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、議会招集のいとまがないことから専決処分を行ったところでございます。

まず、報告第2号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億5,087万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,329億133万6,000円といたしました。

次に、報告第3号、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,352万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,416億9,699万5,000円といたしました。

最後に、認定が1件ございます。認定第1号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

以上4件について、提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議を賜り、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、ただいま御説明いたしました議案第11号、報告第2号ないし報告第3号及び認定第1号までの詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○**議長**（袴塚孝雄君） 次に、詳細につきまして、事務局長、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

○**事務局長**（船橋牧男君） それでは、ただいま広域連合長の命がありましたので、私の方から、議案第11号及び報告第2号から3号まで、並びに認定第1号の内容につきまして、順次御説明をしてみたいです。

恐れ入りますが、第1分冊、議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第11号、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8,961万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,428億8,660万8,000円とするものでございます。

これは、国等からの療養給付費負担金を返還する必要性が生じたことや、平成21年度の後期高齢者医療制度事業費補助金が確定しましたことによりまして、返還金が生じますことから、所要額を補正しようとするものでございます。

詳しくは、第2分冊、議案説明書で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案説明書の6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款、市町村負担金、1項、市町村負担金、2目、療養費負担金につきましては、療養給付費の市町村負担金に過年度分の請求額が発生しますことから、3億8,049万3,000円増額しております。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、高額医療費負担金につきましては、過年度分の収入が見込まれますことから、40万2,000円増額をしております。

3款、県支出金、1項、県負担金、1目、療養給付費負担金につきましては、過年度分の収入が見込まれますことから、2億7,761万9,000円増額をしております。

同款、同項、2目、高額医療費負担金につきましては、過年度分の収入が見込まれますことから、3,365万5,000円増額をしております。

8款、繰越金、1項、繰越金、2目、療養給付費等繰越金につきましては、返還金の財源としまして4億9,744万4,000円増額をしております。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、4目、償還金につきましては、国、市町村それぞれからの療養給付費負担金、並びに平成21年度後期高齢者医療制度事業費補助金の確定に伴う返還金といたしまして11億8,961万3,000円増額をしております。

次に、専決処分について御説明申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、第1分冊、議案書にお戻りいただきたいと思います。

5ページをお開き願いたいと思います。

報告第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）を

専決処分いたしました。

7ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億5,087万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,329億133万6,000円としたものでございます。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づく保険料の支払い、あるいは保険料均等割額8.5割軽減等に関します広報の実施に要した経費が確定しましたことや、後期高齢者医療制度臨時特例基金へ、平成21年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付要綱に基づく交付金と同基金の積立金利子を積み立てをするとともに、平成20年度の療養給付費等繰越金の残額相当分を後期高齢者医療給付費準備基金へ積み立てをするために、所要額の補正をしたものでございます。

詳しくは、第2分冊、議案説明書で御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案説明書の14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、保健事業に係る特別調整交付金の増額が見込まれますことから、16万1,000円増額をしております。

同款、同項、2目、後期高齢者医療制度事業費補助金につきましては、平成20年度分の保険料の軽減措置の実施に伴う保険料収入の補てんに係る国庫補助金が見込まれましたことから、3,968万7,000円増額をしております。

同款、同項、3目、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成21年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付要綱に基づく交付金が見込まれましたことから、17億9,818万4,000円増額をしております。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金、1目、後期高齢者交付金につきましては、療養給付費の増に伴う後期高齢者交付金の増が見込まれましたことから、2億939万2,000円増額をしております。

6款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金につきましては、基金積立金の利子が見込まれましたことから、244万6,000円増額をしております。

7款、繰入金、2項、基金繰入金、2目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づく特別対策補助金に充当するため100万円増額をしております。

次に、16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございますが、1款、総務費、2項、賦課徴収費、1目、賦課徴収費につきましては、保険料軽減等に関する広報の実施に要した費用が確定しましたことから、後期高齢者医療制度特別対策補助金を100万円増額をしております。

5款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費、2目、その他健康保持増進費につきましては、人間ドックを実施する市町村に交付する後期高齢者医療制度特別対策補助金を16万1,000円増額をしております。

6款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、後期高齢者医療給付費準備基金積立金につきましては、平成20年度の療養給付費等繰越金の残額相当分を積み立てるために、2億4,907万9,000円増額をしております。

同款、同項、2目、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金につきましては、国からの交付金と同基金の積立金より発生する預金利子を積み立てるために、18億63万円増額をしております。

次に、専決処分について御説明をいたします。

恐れ入りますが、第1分冊、議案書にお戻りいただき、9ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしました。

11ページをお開き願いたいと思っております。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,352万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,416億9,699万5,000円としたものでございます。

後期高齢者交付金について精査の結果、超過分が発生し、8月16日までに返還する必要が生じたことから、所要額を補正したものでございます。

詳しくは、第2分冊、議案説明書で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、22ページ、23ページをお開き願いたいと思っております。

まず、歳入でございますが、8款、繰越金、1項、繰越金、2目、療養給付費等繰越金につきましては、返還金の財源としまして5億5,352万3,000円増額をしております。

次に、24ページ、25ページをお開き願いたいと思っております。

歳出でございますが、8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、4目、償還

金につきましては、支払基金への精算に伴う返還金といたしまして5億5,352万3,000円増額をしております。

次に、認定第1号でございます。

恐れ入りますが、第1分冊、議案書にお戻りいただきたいと思っております。

13ページをお開き願いたいと思っております。

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、詳しくは、製本しております別冊、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書によりまして、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、決算書の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計、歳入歳出決算書の歳入につきましては、歳入合計で、予算現額が9億2,184万3,000円、調定額及び収入済額が同額の9億1,303万5,134円、予算現額と収入済額との比較が880万7,866円でございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出につきましては、歳出合計で、予算現額が9億2,184万3,000円、支出済額が9億713万9,741円、不用額1,470万3,259円、予算現額と支出済額との比較も同額の1,470万3,259円でございます。

なお、歳入歳出差引残額は、589万5,393円となっております。

詳しくは、歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきます。

恐れ入りますが、22ページ、23ページをお開き願いたいと思っております。

歳入でございますが、歳入済額の主なものにつきましては、まず、1款、分担金及び負担金8億3,022万1,997円、これは広域連合の事務費に対する市町村からの共通経費負担金でございます。

3款、繰入金1,000万円につきましては、財政調整基金からの繰入金でございます。

4款、繰越金6,262万2,143円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款、諸収入1,014万9,627円につきましては、2項、雑入の右側の備考欄にございますように、職員用公舎使用料や、25ページに移りまして、その上段にございますが、市町村窓口端末機器追加分使用料が主なものでございます。

26ページ、27ページをお開き願いたいと思っております。

歳出でございますが、支出済額の主な事項について御説明いたします。

なお、50万円以上の不用額と委託業務並びに補助負担金につきましては、後ほど平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合決算報告書の中で御説明を申し上げたいと

思います。

主なものといたしましては、1款、議会費の支出済額107万273円につきましては、議員報酬や会議録の印刷製本費等でございます。

2款、総務費の支出済額2億8,030万5,899円につきましては、1目、一般管理費の備考欄にございますように、職員人件費といたしまして職員の時間外勤務手当538万4,397円、負担金補助及び交付金といたしまして、市町村などからの派遣職員33名分の人件費2億4,498万1,670円でございます。

次に、一般管理事務経費でございますが、29ページをお開き願います。

上から3行目の使用料及び賃借料1,161万2,446円、これは職員用公舎借り上げや駐車場借り上げに係る経費、職員用電卓機器等のリース料などがございます。

マルの上から4つ目、庁舎管理経費といたしまして使用料及び賃借料579万2,120円、これは広域連合の庁舎借り上げに伴う賃借料などが主なものでございます。

30ページ、31ページをお開き願います。

3目、財政管理費の備考欄にありますように、使用料及び賃借料159万3,648円、これは財務会計システム機器のリース料や保守料などがございます。

32ページ、33ページをお開き願います。

下段になりますが、3款、民生費6億2,576万3,569円につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。特別会計における事務費等の財源に充てるために繰り出したものでございます。

以上が、歳出の支出済額の主なものでございます。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページにお戻り願いたいと思います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入につきましては、12ページ、13ページにございますように、歳入合計で、予算現額が2,329億133万6,000円、調定額及び収入済額が同額の2,346億6,082万2,206円、予算現額と収入済額との比較が17億5,948万6,206円でございます。

14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

歳出につきましては、歳出合計で、予算現額が2,329億133万6,000円、支出済額が2,316億2,189万8,217円、不用額12億7,943万7,783円、予算現額と支出済額との比較も同額の12億7,943万7,783円でございます。

なお、歳入歳出差引残額は、17ページにございますように30億3,892万3,989円となっております。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書で、御説明させていただきますので、恐れ入りますが、38ページ、39ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、収入済額の主なものといたしましては、1款、市町村負担金として373億641万982円、これは保険料負担金及び療養給付費負担金等でございます。

2款、国庫支出金として780億451万8,193円となっておりますが、その内訳といたしまして、療養給付費負担金等の国庫負担金、これが546億9,246万6,465円、調整交付金等の国庫補助金といたしまして233億1,205万1,728円となっております。

40ページ、41ページをお開き願いたいと思います。

3款、県支出金といたしましては、179億6,551万3,502円でございます。内訳といたしましては、療養給付費及び高額医療費の県負担金でございます。

下段になりますが、4款、支払基金交付金946億9,939万9,000円は、現役世代からの支援金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金2,129万9,399円につきましては、1件400万円を超える高額な医療費の発生による広域連合における財政影響を緩和するために、社団法人国民健康保険中央会から交付される交付金でございます。

42ページ、43ページをお開き願いたいと思います。

7款、繰入金22億1,352万719円は、一般会計からの繰入金と後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金でございます。

8款、繰越金42億3,169万2,250円は、前年度からの繰越金でございます。

44ページ、45ページをお開き願いたいと思います。

10款、諸収入2億1,168万2,795円につきましては、預金利子、並びに47ページをお開き願います。雑入としての第三者納付金等でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額の主な内容について御説明いたします。

48ページ、49ページをお開きいただきたいと思います。

1款、総務費6億3,904万4,504円につきましては、右側の備考欄にありますように、1つ目のマルでございますが、一般管理事務経費では、通信運搬費として7,460万706円となっております。これは年3回行っております医療費通知の発送に係る郵送料が主なものでございます。手数料として1,891万490円、これは茨城県国民健康保険団体連合会に委託しております第三者行為損害賠償求償事務委託に係る求償事務手数料及び療養費審査支払手数料でございます。委託料として1,698万2,262円、これは第三者行為損害賠償求償事務業務委託、給付業務通知書作成関連処理業務委託及び医療費通知書作成業務委託でございます。

2つ目のマルでございますが、医療費適正化事業費では、報酬として3,573万8,384円、これはレセプト二次点検嘱託員18名の人件費でございます。下段でございます委託料として1億5,184万4,724円、これはレセプト二次点検業務委託や保険者レセプト管理システム業務委託並びに事務代行業務委託等でございます。

3つ目のマルでございますが、保険事務管理経費では、委託料として1,394万6,100円、これは限度額適用・標準負担額減額認定証の作成及び封入等業務委託及び被保険者証等作成業務委託でございます。

50ページ、51ページをお開き願います。

右側の備考欄の一番上のマルでございますが、電算システム経費では、委託料といたしまして1億8,021万1,500円、これは市町村窓口処理サーバー及びネットワーク機器運用業務委託及び電算処理システム運用管理業務委託でございます。賃借料として1億1,862万4,947円、これは広域連合電算機器賃貸借、市町村窓口処理端末機器賃借及び局内情報システム賃貸借等でございます。

2款、保険給付費2,242億5,606万932円につきましては、1項、療養諸費、1目、療養給付費が2,144億5,061万8,265円、2目、訪問看護療養費が3億7,336万3,620円で、被保険者の療養給付費として保険医療機関等に直接支払った現物給付分等でございます。

52ページ、53ページをお開き願いたいと思います。

5目、審査支払手数料7億2,304万8,963円につきましては、レセプトの一次審査に係る手数料でございます。審査につきましては、茨城県国民健康保険団体連合会の審査委員会に審査をお願いしております。

2項、高額療養諸費78億1,306万7,394円につきましては、1カ月の被保険者自己負担額を超えた場合に、入院等により保険医療機関に支払った現物給付分や高額介護合算療養費等でございます。

3項、その他医療給付費8億9,595万円につきましては、葬祭費として、死亡された被保険者の葬儀をとり行った場合に1件5万円を支給しているものでございます。

次に、3款、県財政安定化基金拠出金1億5,826万174円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第116条に基づき、茨城県に設置されております茨城県後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金でございます。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金1,559万5,222円につきましては、高額な医療費に係る広域連合の財政負担を緩和するための措置といたしまして、社団法人国民健康保険中央会が行う共同事業に対する拠出金でございます。

54ページ、55ページをお開きいただきたいと思います。

5款、保健事業費2億5,161万6,375円につきましては、1目、健康診査費の備考欄にありますように、健康診査業務を市町村に委託したことに伴う委託料2億2,435万8,853円、並びに2目、その他健康保持増進費の備考欄にありますように、国の特別対策として市町村において実施した人間ドック等に係る経費に対する補助金2,700万9,397円でございます。

6款、基金積立金22億8,422万5,566円につきましては、2つの基金への積立金でございます。1つ目は、医療給付費のための財源に充当するための後期高齢者医療給付費準備基金への積立金2億5,214万7,628円、2つ目は、保険料軽減及び制度広報経費の財源等に充当するための後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金20億3,207万7,938円でございます。

56ページ、57ページをお開き願いたいと思います。

8款、諸支出金40億1,681万3,246円につきましては、平成20年度療養給付費の確定に伴う国庫負担金、県負担金及び市町村負担金の返還金、並びに支払基金への後期高齢者交付金返還金などがございます。

以上が、特別会計の歳出の支出済額の主なものでございます。

次に、62ページをお開き願いたいと存じます。

実質収支に関する調書でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額9億1,303万5,134円、歳出総額9億713万9,741円、歳入歳出差引額589万5,393円、実質収支額、同額の589万5,393円でございます。

次に、63ページをごらんいただきたいと思います。

特別会計でございますが、歳入総額2,346億6,082万2,206円、歳出総額2,316億2,189万8,217円、歳入歳出差引額30億3,892万3,989円、実質収支額も同額の30億3,892万3,989円でございます。

66ページをお開き願いたいと思います。

財産に関する調書でございますが、公有財産、物品につきましては、該当するものはございません。債権につきましては、職員用公舎敷金と市町村窓口端末機器使用料の2つがございまして、年度末現在高といたしましては、それぞれ6万9,000円及び2,939万5,800円となっております。

基金につきましては、財政調整基金、後期高齢者医療給付費準備基金、後期高齢者医療制度臨時特例基金の3つがございまして、それぞれ年度末現在高といたしまして

は、3,085万1,516円、32億8,714万9,936円、22億7,219万49円となっております。

続きまして、決算関係資料といたしまして、別冊で横書きとなっております平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合決算報告書について、御説明を申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、1ページをお開き願いたいと思います。

決算総括でございますが、後期高齢者医療制度は、平成20年4月から開始されて2年が経過したわけでございますが、一般会計においては広域連合の運営経費等を経理し、後期高齢者医療特別会計においては、法の規定に基づく各種医療給付等の各種事業を実施いたしました。

21年度においては、所得の少ない方に係る被保険者等の保険料均等割額の減額等の財源のために後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れを行い、また新たに高額介護合算療養費の支給が始まり、さらに特例措置による高額療養費特別支給金の支給や、標準システムの運用に係る機器の処理能力を強化するためシステム機器の追加整備等を行いました。

一方、これらの事業実施に当たっては、厳しい財政状況を踏まえまして、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、効率的で健全な財政運営に努めたところでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

まず、一般会計でございますが、主なものといたしましては、議会費でございますが、これは広域連合議会の運営経費として使用いたしました。

総務費は、一般的な事務管理経費といたしまして、市町村等からの派遣職員33名に係る人件費負担分交付金や広域連合公用車2台分のリースに係る賃借料等に使用したところでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

民生費につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございまして、保険料を財源としない人件費や事務処理費等の財源に充当しておるところでございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

後期高齢者医療特別会計について御説明をいたします。

主なものといたしましては、まず、総務費でございますが、右側の備考欄にございますように、事務管理経費として、電算業務関係では市町村窓口処理サーバー及びネットワーク機器運用業務委託料、電算処理システム運用管理業務委託料、電算機器賃

貸借料及び被保険者の資格等の処理を行う市町村窓口処理端末機器の貸借料等に使用いたしました。

また、医療費適正化といたしまして、交通事故等の第三者行為による損害賠償求償事務業務委託、診療報酬明細書二次点業務に従事する嘱託職員18名の報酬、7ページの方になりますけれども、資格情報や診療情報をもとに各種給付計算処理等を行う事務代行業務委託、診療報酬明細書の情報を電子化して管理する保険者レセプト管理システムの業務委託、診療報酬明細書二次点検業務に従事する派遣職員9名に係る派遣会社への委託及び被保険者や減額認定証の作成業務等の委託を行いました。

さらに、受診者に医療情報を年3回通知するため、延べ85万4,449通の医療費通知書作成業務委託などを行いました。

8ページをお開き願います。

賦課徴収の後期高齢者医療保険料賦課徴収に係る経費につきましては、当広域連合の後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、市町村が実施した保険料の支払いや保険料均等割額8.5割軽減等に関する広報の実施等に要した経費について、特別対策としての補助を行いました。

次に、保険給付費の療養給付費につきましては、現物給付が793万9,378件、現金給付が11万4,747件の支給件数でございます。

訪問看護療養費は、現物給付が6,215件、移送費は現金給付2件となっております。審査支払手数料の支払い件数は794万5,593件となっております。

9ページをごらん願いたいと思います。

高額療養費につきましては、現物支給が17万114件、現金支給が41万2,333件、高額療養費特別支給金は757件、高額介護合算療養費は1,412件、葬祭費は1万7,919件の支給実績でございます。

県財政安定化基金拠出金の拠出実績は、1億5,826万174円でございます。

10ページをお開き願います。

特別高額医療費共同事業拠出金は、社団法人国民健康保険中央会に拠出しておりますが、拠出金の内訳は、医療費に係る拠出金と事務費の拠出金でございます。

保健事業費の健康診査費につきましては、健康診査業務を県内44市町村へ健康診査データ管理業務を茨城県国民健康保険団体連合会に委託をいたしました。

なお、健康診査の受診者数は、平成22年3月末の被保険者数31万7,637名に対し4万8,091名の実績でございます。

その他の健康保持増進費につきましては、当広域連合の後期高齢者医療制度特別対

策補助金交付要綱に基づき、人間ドック等を実施した16市町村に対し補助を行いました。

11ページをごらん願いたいと思います。

基金積立金につきましては、基金の目的により定めた基金条例に基づき、積み立てを行ったものでございます。

12ページをお開き願います。

諸支出金につきましては、過年度分の療養給付費負担金等に対する返還金等がございます。

次に、平成21年度決算審査資料について御説明をいたします。

14ページをお開き願いたいと思います。

投資的事業を除く委託業務、50万円以上の主なものといたしまして、一般会計におきましては、広域連合庁舎清掃業務を水戸鉄道整備株式会社へ97万6,500円、後期高齢者医療特別会計におきましては、電算処理システム運用管理業務を茨城県国民健康保険団体連合会へ9,881万5,500円、市町村窓口処理サーバー及びネットワーク機器運用業務を株式会社茨城計算センターへ8,139万6,000円、診療報酬明細書二次点検業務を株式会社ニチイ学館へ1,984万585円、保険者レセプト管理システム業務と事務代行業務を茨城県国民健康保険団体連合会へ、それぞれ7,565万2,739円、5,624万6,400円、15ページに移りまして、被保険者証等作成業務をトッパン・フォームズ株式会社水戸営業所へ1,037万6,100円、年3回の医療費通知書作成業務を株式会社イセトー水戸営業所へ280万1,411円、430万5,000円、357万円で委託をいたしました。

保健事業では、健康診査業務を県内44市町村へ2億1,988万7,953円で委託をしてございます。

16ページをお開き願いたいと思います。

各種の基金の状況でございます。財政調整基金につきましては、平成21年度末現在高2,085万1,516円でございます。後期高齢者医療給付費準備基金は、同年度末現在高32億8,714万9,936円、後期高齢者医療制度臨時特例基金は、同年度末現在高22億7,219万49円でございます。合計で、平成21年度末現在高は、55億8,019万1,501円でございます。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

50万円以上の不用額につきまして御説明をいたします。

まず、一般会計の総務費でございます。職員手当等需用費並びに負担金補助及び交付金の不用額でございますが、時間外勤務の縮減、さらには公舎の修繕が見込みより

少なかったこと、さらには印刷経費の削減、さらには事務局職員人件費負担分に係る派遣元への交付金が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

民生費の不用額につきましては、後期高齢者医療特別会計における事務経費の縮減によるものでございます。

後期高齢者医療特別会計の一般管理費では、需用費、委託料の不用額につきましては、ファイリング用ファイルの購入部数が見込みより少なかったことや、レセプト点検業務委託料が減少したことによるものでございます。

18ページをお開き願いたいと思います。

保険給付費の役務費並びに負担金補助及び交付金の不用額につきましては、審査支払件数の確定や各種給付費の確定によるものでございます。

特別高額医療費共同事業拠出金の負担金補助及び交付金の不用額につきましては、特別高額医療費が上期に対して下期が減少したことによるものでございます。

保健事業費の委託料並びに負担金補助及び交付金の不用額につきましては、健康診査受診者数、人間ドック等受診者数が見込みより少なかったことによるものでございます。

公債費の不用額につきましては、一時借入れを実施しなかったことによるものでございます。

諸支出金の不用額につきましては、保険料の過誤納額に対する還付金が見込みより少なかったことによるものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

補助負担金等交付調書について御説明をいたします。

まず、一般会計の総務費でございますが、事務局職員33名に係る人件費負担分の交付金を茨城県及び水戸市ほか29市町村、並びに茨城県国民健康保険団体連合会に2億4,498万1,670円交付をしております。

23ページをお開き願いたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計の総務費でございますが、平成21年度における保険料の支払い方法などの制度見直しに関する広報等に要した経費に対して、当広域連合の後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、日立市ほか10市町に補助金として92万966円を支出したものでございます。

2款、保険給付費の療養給付費負担金から、次のページの高額療養費負担金までの4つの負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に基づき支給されるもので、審査支払業務を担当している茨城県国民健康保険団体連合会等に対し、

合計2,226億1,148万2,930円を支出いたしました。

25ページの高額療養費特別支給金につきましては、当広域連合の高額療養費特別支給金支給規則に基づき支給されるもので、被保険者に対しまして383万9,892円を支出いたしました。

高額介護合算療養費負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に基づき支給されるもので、被保険者に対し2,173万9,147円を支出いたしました。

下段の葬祭費につきましては、被保険者の葬祭を行った者に対し、当広域連合の後期高齢者医療に関する条例第2条に基づき、8億9,595万円を支出いたしました。

26ページをお開き願います。

上段の県財政安定化基金拠出金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定により、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置された茨城県後期高齢者医療財政安定化基金に対し、1億5,826万174円を拠出いたしました。

中段の特別高額医療費共同事業拠出金、特別高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第117条に基づき、社団法人国民健康保険中央会に対し、合計1,559万5,222円を拠出いたしました。

27ページの後期高齢者医療制度特別対策補助金につきましては、被保険者の健康増進に要した経費、具体的に申し上げますと、人間ドックに対し、当広域連合の後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、水戸市ほか15市町村に補助金といたしまして2,700万9,397円を支出しております。

以上が、議案第11号、報告第2号から報告第3号及び認定第1号までの説明でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただき、原案の御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○**議長**（袴塚孝雄君） 以上で、ただいま上程いたしました議案に対する説明を終わります。

---

## 日程第6 上程議案等に対する質疑及び一般質問

○**議長**（袴塚孝雄君） 日程第6、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。  
あらかじめ発言通告がありましたので、発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内とさせていただきます。

それでは、議案質疑及び一般質問を許します。

13番、鈴木貞夫君。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

○13番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。発言通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

先ほどの連合長からのあいさつの中にも、あと2年ほどで新しい制度になるという中間報告が出たというふうな発言がございました。今回提案されている議案の中で、幾つかの点について質問させていただきたいと思います。

まず、第1番に、短期被保険者証についてであります。

茨城県広域連合は、昨年、短期被保険者証を10月の段階で1,370人発行しております。ことしも、また8月1日に発行業務を行っておりますが、今年度における発行数とその基準について明らかにしていただきたいと思います。私たちは、この短期被保険者証は、後でも述べますが、発行は基本的にはすべきではないというふうな考えに立っております。

2つ目に、健康保健事業の推進についてであります。

昨年度は、予算より約5,000万円を使い残したというふうに今回出ております。この予算書の57ページを見ますと、この保健業務について、当初の予算が保健事業費として3億6,091万4,000円が当初の予算でありますけれども、補正予算でさらに5,489万円減額して、しかも実際の不用額というのは、このあれを見ますと不用額が5,440万7,625円というふうになっております。全体的に見ますと、3億6,000万円から約1億円が減額されたということはどういうことなのか。いわゆる高齢者の保健事業についてのやり残したこと、また行わなかったことがあったのではないか。保健事業についてもっと充実した事業が行われるべきではないか、また今回はどのような事業を行ってきたか、そのような内容について明らかにしていただきたい。

また、75歳以上の人間ドックの補助金、これは厚生労働省から出ているわけですが、現在、県内の市町村で人間ドックを実施しているのは16市町村であります。前年度は13市町村であったと思いますが、これを全県44市町村すべてに広げるべき努力をしているのかどうか、なぜ16市町村のみでとどまっているのか、その辺のことを明らかにしていただきたい。

3つ目に、繰越金を活用した保険料値下げについての問題です。

約32億円の基金の取り崩しを見込んで、今年度は保険料の値上げを行わなかった、いわゆる据え置きました。今年度の決算を見ると、さらに繰越金が約30億円、先ほどの報告にもありましたが、実質収支に関する調書で30億3,892万3,989円という繰越金が出ております。年金が月額1万5,000円以下の、いわゆる普通徴収の低所得者については、保険料を全額免除してはどうかということを私たちは主張してきました。仮に普通徴収者全員の保険料を全額免除したとしても、これに必要な財源というのは3億1,100万円ぐらいで足りるのではないのでしょうか。

4つ目に、厚生労働省の高齢者のための新たな事業制度等について、中間とりまとめ案ということについて連合長の見解を伺いたいと思います。

先ほども連合長からお話がありました。厚生労働省の中間とりまとめ案は、高齢者のみを対象とした差別的な医療制度を存続させるとしか思えません。さらに、65歳以上を対象とした差別的な医療制度に組み入れることも今検討されております。高齢者医療制度を直ちに廃止し、老人保健制度に、もともとの制度に戻すべきだというふうに私たちは考えております。

また、今回8月20日に行われた中間とりまとめの案、いわゆる高齢者医療制度改革会議からの資料が出されました。これを見て驚いたことには、この7月の段階で出た案とほとんど変わらないわけですけれども、7月の段階で出された案を見ますと、そこには「現行制度の問題点等」というのがあります。そのマル印の2番目に、現行の後期高齢者医療制度はかつての老人保健制度が抱えていた問題点を改善し、高齢者の医療費に関する負担の明確化が図られたことや、都道府県単位で運営することにより財政運営の安定化と保険料負担の公平化が図られたことは一定の利点があったというふうに、7月の段階では評価しているわけですけれども、今回出されたこの中間とりまとめにはそれがそっくり抜けている。これは何をあらわしているのでしょうか。これだけ利点があったと、現行の制度はこういう利点があるのだと言いながら、その利点というところをそっくり抜いた意味というのは何なのか。その辺のことについても、連合長の何か意見があればというふうに思います。

以上で第1回の質問とします。

○議長（袴塚孝雄君） ただいまの一般質問に対しまして執行部の答弁を求めます。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○**広域連合長**（中田 裕君） 鈴木貞夫議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

厚生労働省が先日公表しました高齢者のための新たな医療制度について、中間とりまとめ案についてどのように考えているかというお尋ねでございますが、現在の後期高齢者医療制度の最大の問題点は、家族関係や医療保険の連続性等を考慮することなく、75歳に到達した途端にこれまでの制度から区分された独立型の制度に加入させることにあり、これが多くの国民から差別的な制度と受けとめられました。

そうした問題点の解消策として、新たな制度の基本的枠組みにおいては、加入する制度を年齢で区分することなく、何歳になってもサラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入するものとして、市町村国保の中の少なくとも75歳以上の高齢者医療については、都道府県単位の財政運営とする方向が示されました。

また、都道府県単位の財政運営とする高齢者医療の対象年齢については、65歳以上とする場合も考えられることから、引き続き検討することとしておるところでございます。

また、65歳または75歳という年齢区分は、国保の財政運営の安定化を図り、高齢者の負担の増加等を生じさせないようにするための財政運営上の区分にとどまるものであるとの考え方を国が示しており、基本的な枠組みの方向性については、賛成できるのではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、今回の中間取りまとめ案は、都道府県単位の運営主体をどこにするかといった問題や、都道府県単位の運営主体と市町村との役割分担も不明確なところがあるなど、検討事項になっている項目が多いことや、必ずしも医療費の将来推計に基づく議論がなされていないことから、机上の空論で終わってしまうのではないかと不安を私自身感じている次第でございます。今後は、財政問題を中心とした議論をぜひお願いしたいと考えておるところでございます。

そこで、新しい医療制度の設計に当たっては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、持続可能でわかりやすい制度の構築や地方自治体等との十分な協議、さらには制度の安定的な運営のための権限と責任の明確化等について配慮いただけるよう、今後とも国に対し要望し続けてまいりたいと考えております。

最後に、後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、老人保健制度に戻すべきであるとの御意見でございますが、後期高齢者医療制度は、平成20年4月に制度が開始されてから、現在3年目に入り、ようやく制度に対する理解も深まり、高齢者を支える医療制度として定着してまいりました。

このような中で、極端な制度変更をすることは、これまでの制度構築に要した多額の費用と広域連合や市町村の努力を無にするばかりではなくて、被保険者はもちろんのこと、医療の現場にも再び不安と混乱を招きかねないと懸念されておるところでございます。

また、老人保健制度は、若人と高齢者の費用負担関係が不明確であることや、保険料を納めるところとそれを使うところが分離していること、並びに加入する制度や市町村による保険料額に高低があることなどの問題点がございませうことから、老人保健制度に戻すことは、現在の後期高齢者医療制度よりも後退してしまうのではないかと思います。すなわち余り適切ではないと私は考えておるところでございます。

あとは局長の方から答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（袴塚孝雄君） 次に、事務局長、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

○事務局長（船橋牧男君） それでは、私の方からは、短期被保険者証等についてお答え申し上げたいと思ひます。

まず、短期被保険者証についてでございますが、鈴木（貞）議員からは発行すべきではないという御意見がございましたけれども、短期被保険者証に関しましては、皆さん御存じのように、保険料の収納対策の一環ということで行っているものでございまして、被保険者との接触の機会を確保するためにその交付という作業をしているところでございませうので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、短期被保険者証の交付基準につきましては、市町村と協議をいたしまして、当広域連合の要綱及び交付事務運用基準を平成21年6月に決定をしております。有効期限に関しましては、該当被保険者の事情、あるいは納付実績をかんがみまして、あるいは市町村の実情に応じて、6カ月を超えない範囲で設定するというようにしておるところでございます。

具体的な例で申し上げますと、前年度の保険料の納付率が50%から70%の場合につきましては3カ月から6カ月の範囲内で、50%未満程度の場合につきましては1カ月から3カ月という範囲の中での有効期限を設定をしております。基準は以上でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、8月1日に短期被保険者証を発行したわけでございますが、ようやく各市町村からの集計がまとまりまして、集計しましたところ、8月1日現在の短期被保険者

証の発行人数は、当広域連合全体で1,496人に交付をしていることが判明しております。

なお、市町村別の交付状況につきましては、後日、議員の皆様にお知らせ申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、健康保健事業の推進についてお答えを申し上げます。

まず、平成21年度決算におきまして、保健事業費の健康診査費が約5,000万円不用額学になりましたことについては、平成21年度の健康診査費の当初予算につきましては、20年度、21年度の保険料算出の際に健康診査の受診率を25%と設定したことによりまして、非常に多額の当初予算を計上いたしました。その後、補正予算につきましては、補正予算間近に至りましたときに、市町村に照会をかねて見込み数の調査を行いました。その結果、受診者数が大きく変わりますと予算が足りないという困るということもありまして、補正予算時の受診者数の見込みを5万7,000人ということで見込みました。最終的には4万8,091人という実績にとどまりました。これは使い残したということではなくて、結果的に5,000万円の不用額が生じたということですので、御理解いただきたいと思っております。

また、保健事業につきまして、もっと充実した内容にすべきではないかというお尋ねでございますが、保健事業の充実で一番重要なこととなりますのは、健康診査の受診率を向上させることではないかなと思っております。

そこで、健康診査の受診率向上につきましては、本年の第1回定例会でも答弁しておりますように、平成22年度におきましては、平成20年度及び平成21年度の受診率の実績を踏まえまして、より多くの方に健診をしていただけるように、広域連合としまして健康診査の受診率の向上計画を策定いたしまして、目標の受診率を平成19年度の老健時代の受診率の実績でございます19%と同率ということで設定をして、取り組んでおるところでございます。

今後とも、各市町村と連携を図りながら、受診率向上等に向けたさまざまな取り組みを講じるなど、なお一層の保健事業の充実に努めたいと考えております。

次に、人間ドックの実施を全県に広げるべきではないかとお尋ねでございますが、これまでの実施状況を申し上げますと、平成20年度は11市町村で、受診者数が413人ございました。平成21年度は5市町村ふえまして16市町村になり、受診者数も800名ほどふえ、1,202人となったところでございます。

平成22年度につきましては、平成22年3月に市町村の人間ドックの事業を行いたいかどうかの調査を行いましたところ、23市町村で22年度において人間ドックを実施し

たいという要請が出てきておりますので、これも拡大していくのではないかなと思っております。

広域連合といたしましては、今後とも、人間ドックの拡充に向けまして、各市町村に対し人間ドックの費用助成について周知をしてみたいとともに、実施に向けた検討を引き続き要請してみたいと考えております。

次に、繰越金を活用した保険料値下げについてお答えをいたします。

昨年度からの繰越金があるので、それを財源として低所得者への保険料の軽減を図るべきではないかとお尋ねでございますが、まず、繰越金の今後の使い道につきましては、今年度はまだ半期以上残しております。今後、当初の段階で想定していない予期せぬ行政需要が発生する可能性があると思いますので、昨年度からの繰越金については、今後の不測の事態に対処するための財源として使用したいと考えておるところでございます。

なお、今回提案しております補正予算の中でも、この繰越金の一部を充当させて使わせていただいているところがございますので、御理解いただきたいと思っております。

なお、仮に年度末時点で使用する必要がなくなった場合におきましても、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てをいたしまして、今後の医療給付費の増大に対応できるような財源として活用したいと考えておるところでございます。

最後に、所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減につきましては、本年第1回定例会でも答弁しておりますように、現在、均等割額の軽減措置といたしまして、総所得金額が基礎控除を超えない世帯につきましては8.5割軽減を、基礎控除を超えない世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯については9割の軽減を、被用者保険の被扶養者だった被保険者については9割の軽減を行っております。さらに、所得割額の軽減措置といたしましては、基礎控除等の総所得金額が58万円以下の被保険者は5割の軽減を行っております。

また、これらの軽減措置につきましては、現行の後期高齢者医療制度が廃止される平成24年度までは継続して行われることになっております。

以上のことを踏まえまして、議員御提案の所得の少ない被保険者に対する広域連合独自のさらなる保険料の軽減については、財源をどこに求めるかといった問題もありますことから、その実施は難しいと考えているところがございます。

私からの答弁は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（袴塚孝雄君） それでは、ただいまの答弁に対して再質問があるようでございますので、13番、鈴木貞夫君、残り時間8分でございます。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

○13番（鈴木貞夫君） この短期被保険者証の問題について、殊にお尋ねしたいと思うわけですが、一応各市町村には、茨城県後期高齢者医療短期被保険者証交付運用基準というのが全市町村に行っているわけですね。この運用については、私がちょっと聞いたところによると、その市町村で独自に解釈しながら運用してもいいというような話も聞いたわけですが、これは厚労省の方から示されて、それを茨城県の広域連合として、整理というか、まとめて各市町村に示したと。これを基準として行っているというのが今の現状だと思うのですが、この2週間ばかりで私たちも、どういうふうなことをやられているかということで各市町村からいろいろ聞きました。その推計から見ると、2月には短期被保険者証というのが750幾つだと思うのですが、それが倍ぐらいになるのではないかというふうに私は推計しておりましたが、先ほどの事務局長のあれですと、1,400人からいっているということは、ちょうど倍ぐらいになっていると、昨年度より。昨年は1,300何人ですが、2月から見ると約倍になっている。なぜそのようになったかということが、私はいろいろ問題もあるだろうと思っております。

この運用基準が、本当に各市町村で自主的に解釈して使えるものなのかどうか。いろいろな報告を見ますと、この基準を本当に機械的に行っているのではないかというふうな市町村も見えますし、例えば簡易書留で郵送すると。しかし、不在で戻ってきたら、それはどうなったのだろうか。その市町村ではそのまま置きどめになっているのかどうか。連絡して、来ると言っただけでも来ない人の場合は置きどめになっているのかどうか。そのようなことを考えていくと、実数がもっと上がってくるのではないかという点もあるのですね。置きどめがほとんどのところがないように書かれておりましたけれども、そのような中身を見ていくと、いわゆる本人に短期証が渡っていないような事態というのは、各地域で起こっているのではないのでしょうか。

やはりこの問題というのは滞納の問題であって、しかも年金が月に1万5,000円もない、所得のほとんどない人が、その人たちが対象なのですね。先ほどの事務局長の中にも、99.何%という保険料の収納率だというふうにありましたけれども、そのことを考えると、1%に満たないような人たちの中に、大変なやはり所得の低い人たちで、病院に行くにも行けないような人たち、そういう人たちが含まれていることを考えると、この短期被保険者証の発行というのは大変なことを引き起こしているのでは

ないかというふうには私は思うわけです。

それでまた、市町村等に行って相談した場合には、必ず納付義務がここに合わさってくると。尋ねていった場合も、納付義務で、どのぐらい納められるかということで短期被保険者証なり何なりの発行というのは言われていると。そういうことを見ていくと、うっかり市役所に相談も行けない。生活がぎりぎり金がないのに、納付しなければ短期被保険者証も発行できないということを考えていくと、やはり無理しても病院に行かなくても何とか耐えながらというような人たちが、老人の中に私はふえているのではいかと思うわけです。

たしかこの保険料の問題というのは、年金からほとんどの人が引かれるという状況の中で、普通徴収の人はわずかです。それは大金持ちで意識的に払わない人もいるかもしれませんが、この払えない人たちというのは、私は本当に困窮をきわめて払えない。やはりそういう人たちに対しては、先ほどの繰越金その他もありましたけれども、保険料の減額その他を強めて、短期被保険者証を発行しないということが必要じゃないでしょうか。

総数は1,496人ということでありましてけれども、その中身については追って細かく資料等提出されるということがありましたけれども、先ほど言ったような、例えば簡易書留その他で郵送されたのに戻ってきた人たちはどのぐらいいるのかということもわかれば、やはり実態をつかむ上でも、その辺のことまで調査されたらどうかと。

それと、もう1つは、各個人を尋ねて親密に対策をとるということを各市町村に要請することが必要だと思うのです。この連合ではできないわけですから、その辺のことが市町村でどのぐらい行われているのかということもあわせてやらないと、この短期被保険者証の問題というのは、重大な事態を引き起こしてくるだろうというふうに私は思わざるを得ません。

滞納問題というのは、実に大変なことだというふうに思うわけですがけれども、先ほど連合長は、これからの改革でいい制度になるようなことを言っておりましたけれども、きょういただいたこの厚生労働省の資料を見ると、これからどういうふうなことになるのですかね。各市町村に保険料の納める額を決めると、どここの町は幾ら幾らと。滞納しているのを勘案して、その市町村での保険料を決めるというふうになっているのですね。そうすると、滞納が多いところは保険料が高くなる。滞納を100%なくせば保険料は基準どおりにいくけれども、そうでないところは大変な高い負担になるというふうにとれるような文言があるのですね、この7ページに。

私は、この問題を見て、やはりこれを全部読んでいるわけではありませんけれども、

7月の資料その他も見ても、やはりこの制度自体がいろいろ抱えている問題というのは、先ほど私も一番初めに言いましたように、ここに書かれたような、後期高齢者の人たちにどういうふうな負担をさせていくのか、それをやはり今回の改革案の中では中心に据えて、どういう制度にするかというふうに考えているのではないかというふうに思えてなりません。

やはりこの制度の中で問題点は、払えない人たちに対する対策を、広域連合としても短期被保険者証を発行しない方向で、やはり努力していただきたいというふうに主張して、私の一般質問とします。

○議長（袴塚孝雄君） 要望でよろしいですか。

それでは、以上で13番、鈴木貞夫君の議案質疑並びに一般質問を終了いたします。

これで上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたしたいと思いますが、どうかおいでになりますか、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） それでは、質問を終わります。

---

## 日程第7 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第7、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論通告がありましたので、これを許します。

13番、鈴木貞夫君。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

○13番（鈴木貞夫君） 平成22年度第2回定例会に提案されている以下の4議案について、反対の討論を行います。

まず、1つに、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））、専決処

分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上について反対の討論を行いたいと思います。

後期高齢者医療制度は、発足してから2年半が経過しています。この間にも多くの問題が指摘されてきました。高齢者の医療充実よりも、高齢者を差別し、負担増と医療抑制を強いるのがこの制度と言えるからです。提案された4議案を見ると、多額な償還金、繰越金、さらに積立金が計上されております。基金の積立金は、補正前額が2億3,528万8,000円に対して、補正額は10倍近い20億4,970万9,000円となっています。償還金及び還付加算金は、補正前の額が4,815万4,000円に対して、5億5,352万3,000円が補正額となっております。

21年度の歳入歳出決算書の実質収支に関する調書を見ると、実質収支額が繰越金が30億3,892万円余とあります。全体予算2,346億6,000万円から見ると約1.3%であります。30億円は小さな額ではありません。

私は、一般質問の中で、このような財源は、年金のない人、月1万5,000円以下の年金の人等低所得者への普通徴収者全員の保険料全額免除を求めます。

8月1日からは、保険料滞納者への短期被保険者証の発行が行われています。昨年の10月に1,370人、ことしの2月には758人発行されております。今回は何人になるのでしょうか。

今現在、孤独死や100歳以上の人たちの所在不明が問題になっています。家族内や個人の問題では許されず、社会問題となってきております。保険証の取り上げ、短期被保険者証の発行は、病院に行きたくても行けない人たちをつくり出しているのではないのでしょうか。

私は、一般質問で、連合長に対して、今、民主党政権が進めている高齢者医療制度改革について伺いました。8月21日の新聞に、20日行われた改革会議の報道が載っております。7月の改革会議の中間とりまとめ案とほぼ同じ内容と言えます。高齢者の医療費に関する負担の明確化が図られたとして、高齢者の負担増を利点としております。

民主党は、マニフェストで、もとの老人保健に戻すと言っておりました。今回の改革案なるものは、高齢者の大多数を現役世代と別勘定の国民健康保険に加入させる。高齢者の中の働いている高齢者、家族に扶養される高齢者は組合健保、被用者保険に入れますが、8割の人たちが入る国保の財政は、都道府県単位で行い、市町村の現役

世代と別勘定としています。今までと何ら変わらず、医療費がふえれば高齢者の保険料も上がっていくシステムは、今以上に厳しくなるのではないのでしょうか。

まだ未確定の部分があるとは言え、現実ほどよりよくなるとは思えません。多くの問題や矛盾を抱える後期高齢者医療制度は廃止しかないと訴え、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（袴塚孝雄君） 以上で討論は終わりました。

これより採決をいたします。

採決の方法につきましては、議案第11号ほか3件を一括して採決をいたします。

採決につきましては、起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第11号、報告第2号及び報告第3号、認定第1号、以上4件につきまして、原案のとおり可決、承認、認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（袴塚孝雄君） 起立多数。よって、議案第11号、報告第2号及び報告第3号、認定第1号、以上4件につきましては、いずれも原案のとおり可決、承認、認定することに決しました。

---

## 日程第8 閉会中所管事務調査について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出が出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会から申し出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 閉会宣告

○議長（袴塚孝雄君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。よって、平成22年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

1 2 番

1 3 番

# 参 考 資 料

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

## 議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第10号	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて	22. 8. 27	原案同意
		22. 8. 27	
議案第11号	平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	22. 8. 27	原案可決
		22. 8. 27	
報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））	22. 8. 27	承認
		22. 8. 27	
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	22. 8. 27	承認
		22. 8. 27	
認定第1号	平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	22. 8. 27	原案認定
		22. 8. 27	
		22. 8. 27	

## 一般質問及び討論通告一覧表

### 【一般質問】

質問者	鈴木 貞夫 議員	
質問事項	質問要旨	
1. 短期被保険者証について	<p>茨城県後期高齢者医療広域連合は昨年に短期被保険者証を1,370人に発行した。今年もまた8月1日に発行した。今年の実発行数とその基準について明らかにしてほしい。</p> <p>発行すべきではないと思うがどうか。</p>	
2. 健康保健事業の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度は予算より約5,000万円を使い残した。保健事業についてもっと充実した内容にすべきでないか。</li> <li>・75歳以上の人間ドックの補助金が厚生労働省にある。現在、県内の市町村で人間ドックを実施しているのは16市町村である。これを全県に広げるべきではないか。</li> </ul>	
3. 繰越金を活用した保険料値下げについて	<p>約32億円の基金のとりくずしを見込んで今年度は保険料の値上げを行わなかったが、今年度をみるとさらに繰越金が約30億円ある。年金が月額1万5,000円以下の普通徴収の低所得者については、保険料を全額免除してはどうか。仮に普通徴収者全員の保険料を全額免除したとしても、これに必要な財源は3億1,400万円である。</p>	
4. 厚生労働省の「高齢者のための新たな医療制度等について（中間とりまとめ）（案）」に関する連合長の見解について	<p>厚生労働省の中間とりまとめ（案）は、高齢者のみを対象とした差別的な医療制度を存続させるものである。さらに65歳以上を対象とした差別的な医療制度に組み入れることも検討されている。後期高齢者医療制度を直ちに廃止し老人保健制度にもどすべきである。</p>	

【討 論】

発言者	鈴木 貞 夫 議 員	
発 言 事 項	発 言 要 旨	
<p>○平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連 合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号）</p> <p>○専決処分の報告及び承認を求めること について（平成21年度茨城県後期高齢者医 療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算（第6号））</p> <p>○専決処分の報告及び承認を求めること について（平成22年度茨城県後期高齢者医 療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号））</p> <p>○平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連 合一般会計及び同後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算の認定について</p>	<p>反対討論</p>	

# 上 程 議 案 等

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第10号

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第11条の規定に基づき、副広域連合長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、議会の同意を求めるものである。

平成22年 8 月27日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

記

氏 名      の たか たか お  
            野 高 貴 雄  
生年月日    昭和17年 6 月18日  
住 所      稲敷郡河内町生板4486番地

（提案理由）

野高貴雄氏は、副広域連合長として適任であるので選任したいため、議会の同意を求めるものである。

議案第11号

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,189,613千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,886,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年8月27日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		39,070,549	380,493	39,451,042
	1 市町村負担金	39,070,549	380,493	39,451,042
2 国庫支出金		78,371,961	402	78,372,363
	1 国庫負担金	57,133,871	402	57,134,273
3 県支出金		19,429,322	311,274	19,740,596
	1 県負担金	19,429,321	311,274	19,740,595
8 繰越金		558,555	497,444	1,055,999
	1 繰越金	558,555	497,444	1,055,999
歳入合計		241,696,995	1,189,613	242,886,608

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		601,677	1,189,613	1,791,290
	1 償還金及び還付加算金	601,677	1,189,613	1,791,290
歳出合計		241,696,995	1,189,613	242,886,608

## 報告第2号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年8月27日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)を専決処分した。

---

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第19号

### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)を次のように専決処分する。

平成22年3月24日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕 印

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,050,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232,901,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月24日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		73,833,673	1,838,032	75,671,705
	2 国庫補助金	20,123,301	1,838,032	21,961,333
4 支払基金交付金		94,671,247	209,392	94,880,639
	1 支払基金交付金	94,671,247	209,392	94,880,639
6 財産収入		5,110	2,446	7,556
	1 財産運用収入	5,110	2,446	7,556
7 繰入金		2,536,918	1,000	2,537,918
	2 基金繰入金	1,907,253	1,000	1,908,253
歳入合計		230,850,466	2,050,870	232,901,336

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		642,149	1,000	643,149
	2 賦課徴収費	663	1,000	1,663
5 保健事業費		305,863	161	306,024
	1 健康保持増進事業費	305,863	161	306,024
6 基金積立金		235,288	2,049,709	2,284,997
	1 基金積立金	235,288	2,049,709	2,284,997
歳出合計		230,850,466	2,050,870	232,901,336

報告第3号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年8月27日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を専決処分した。

---

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第24号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を次のように専決処分する。

平成22年7月28日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕 

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241,696,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年7月28日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 越 金		5,032	553,523	558,555
	1 繰 越 金	5,032	553,523	558,555
歳 入 合 計		241,143,472	553,523	241,696,995

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸 支 出 金		48,154	553,523	601,677
	1 償還金及び還付加算金	48,154	553,523	601,677
歳 出 合 計		241,143,472	553,523	241,696,995

後期高齢者医療特別会計

認定第 1 号

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

平成22年 8 月27日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      中   田      裕

一般会計

平成21年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		830,222,000
	1 負 担 金	830,222,000
2 財 産 収 入		42,000
	1 財 産 運 用 収 入	42,000
3 繰 入 金		18,525,000
	1 基 金 繰 入 金	18,525,000
4 繰 越 金		62,622,000
	1 繰 越 金	62,622,000
5 諸 収 入		10,432,000
	1 預 金 利 子	258,000
	2 雑 入	10,174,000
歳 入 合 計		921,843,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
830,221,997	830,221,997	0	0	△3
830,221,997	830,221,997	0	0	△3
41,367	41,367	0	0	△633
41,367	41,367	0	0	△633
10,000,000	10,000,000	0	0	△8,525,000
10,000,000	10,000,000	0	0	△8,525,000
62,622,143	62,622,143	0	0	143
62,622,143	62,622,143	0	0	143
10,149,627	10,149,627	0	0	△282,373
237,279	237,279	0	0	△20,721
9,912,348	9,912,348	0	0	△261,652
913,035,134	913,035,134	0	0	△8,807,866

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,466,000
	1 議 会 費	1,466,000
2 総 務 費		286,711,000
	1 総 務 管 理 費	286,469,000
	2 選 挙 費	103,000
	3 監 査 委 員 費	139,000
3 民 生 費		629,665,000
	1 社 会 福 祉 費	629,665,000
4 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
5 予 備 費		4,000,000
	1 予 備 費	4,000,000
歳 出 合 計		921,843,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,070,273	0	395,727	395,727
1,070,273	0	395,727	395,727
280,305,899	0	6,405,101	6,405,101
280,148,741	0	6,320,259	6,320,259
32,144	0	70,856	70,856
125,014	0	13,986	13,986
625,763,569	0	3,901,431	3,901,431
625,763,569	0	3,901,431	3,901,431
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	4,000,000	4,000,000
0	0	4,000,000	4,000,000
907,139,741	0	14,703,259	14,703,259

歳入歳出差引残額

5,895,393 円

平成22年8月27日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

## 後期高齢者医療特別会計

平成21年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

## 歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 負 担 金		37,155,802,000
	1 市 町 村 負 担 金	37,155,802,000
2 国 庫 支 出 金		75,671,705,000
	1 国 庫 負 担 金	53,710,372,000
	2 国 庫 補 助 金	21,961,333,000
3 県 支 出 金		18,263,194,000
	1 県 負 担 金	18,263,193,000
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1,000
4 支 払 基 金 交 付 金		94,880,639,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	94,880,639,000
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		19,655,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	19,655,000
6 財 産 収 入		7,556,000
	1 財 産 運 用 収 入	7,556,000
7 繰 入 金		2,537,918,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	629,665,000
	2 基 金 繰 入 金	1,908,253,000
8 繰 越 金		4,231,692,000
	1 繰 越 金	4,231,692,000
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金		1,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000
10 諸 収 入		133,174,000
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3,000
	2 預 金 利 子	1,000
	3 雑 入	133,170,000
歳 入 合 計		232,901,336,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
37,306,410,982	37,306,410,982	0	0	150,608,982
37,306,410,982	37,306,410,982	0	0	150,608,982
78,004,518,193	78,004,518,193	0	0	2,332,813,193
54,692,466,465	54,692,466,465	0	0	982,094,465
23,312,051,728	23,312,051,728	0	0	1,350,718,728
17,965,513,502	17,965,513,502	0	0	△297,680,498
17,965,513,502	17,965,513,502	0	0	△297,679,498
0	0	0	0	△1,000
94,699,399,000	94,699,399,000	0	0	△181,240,000
94,699,399,000	94,699,399,000	0	0	△181,240,000
21,299,399	21,299,399	0	0	1,644,399
21,299,399	21,299,399	0	0	1,644,399
6,785,366	6,785,366	0	0	△770,634
6,785,366	6,785,366	0	0	△770,634
2,213,520,719	2,213,520,719	0	0	△324,397,281
625,763,569	625,763,569	0	0	△3,901,431
1,587,757,150	1,587,757,150	0	0	△320,495,850
4,231,692,250	4,231,692,250	0	0	250
4,231,692,250	4,231,692,250	0	0	250
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
211,682,795	211,682,795	0	0	78,508,795
0	0	0	0	△3,000
9,660,095	9,660,095	0	0	9,659,095
202,022,700	202,022,700	0	0	68,852,700
234,660,822,206	234,660,822,206	0	0	1,759,486,206

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		643,149,000
	1 総 務 管 理 費	641,486,000
	2 賦 課 徴 収 費	1,663,000
2 保 険 給 付 費		225,453,793,000
	1 療 養 諸 費	216,489,922,000
	2 高 額 療 養 諸 費	8,035,071,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	928,800,000
3 県財政安定化基金拠出金		158,261,000
	1 県財政安定化基金拠出金	158,261,000
4 特別高額医療費共同事業拠出金		19,855,000
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	19,855,000
5 保 健 事 業 費		306,024,000
	1 健康保持増進事業費	306,024,000
6 基 金 積 立 金		2,284,997,000
	1 基 金 積 立 金	2,284,997,000
7 公 債 費		10,679,000
	1 県財政安定化基金償還金	1,000
	2 公 債 費	10,678,000
8 諸 支 出 金		4,024,578,000
	1 償還金及び還付加算金	4,024,578,000
9 予 備 費		0
	1 予 備 費	0
歳 出 合 計		232,901,336,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
639,044,504	0	4,104,496	4,104,496
637,569,378	0	3,916,622	3,916,622
1,475,126	0	187,874	187,874
224,256,060,932	0	1,197,732,068	1,197,732,068
215,547,043,538	0	942,878,462	942,878,462
7,813,067,394	0	222,003,606	222,003,606
895,950,000	0	32,850,000	32,850,000
158,260,174	0	826	826
158,260,174	0	826	826
15,595,222	0	4,259,778	4,259,778
15,595,222	0	4,259,778	4,259,778
251,616,375	0	54,407,625	54,407,625
251,616,375	0	54,407,625	54,407,625
2,284,225,566	0	771,434	771,434
2,284,225,566	0	771,434	771,434
282,198	0	10,396,802	10,396,802
0	0	1,000	1,000
282,198	0	10,395,802	10,395,802
4,016,813,246	0	7,764,754	7,764,754
4,016,813,246	0	7,764,754	7,764,754
0	0	0	0
0	0	0	0
231,621,898,217	0	1,279,437,783	1,279,437,783

歳入歳出差引残額

3,038,923,989 円

平成22年8月27日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕